

## 北九州市の男女共同参画社会に関する市民意識調査 (ご協力のお願い)

北九州市では、男女共同参画社会（男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会）の実現を市政の重要課題と位置付け、取り組みを進めているところです。

この調査は、男女共同参画に関する市民の皆様のご意見をお伺いし、「第5次北九州市男女共同参画基本計画（令和6年度策定予定）」など、今後の施策に反映させるために実施するものです。

調査の対象となられた方は、令和4年8月1日現在、北九州市内にお住まいの18歳以上の方から、無作為抽出させていただきました。

お答えいただいた内容につきましては、調査結果の統計の目的以外に使用することは一切ございません。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### ◆調査票の記入にあたって◆

- ① この調査は、あなた（あて名の方）ご自身のお考えでご記入ください。
- ② 回答は調査票（この冊子）に直接ご記入ください。
- ③ 各設問のあてはまる番号に、○をつけてください。
  - ・○の数は「1つ」「3つまで」「あてはまるもの全て」などのことわり書きがありますので、それぞれのことわり書きに従って記入してください。
  - ・「その他」にあてはまる場合には、（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- ④ ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、  
**令和4年9月30日（金）**までにご投函ください。  
※ご返信の際も住所、氏名の記入は必要ありません。

◎ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは担当までお願いします。

北九州市 総務局 男女共同参画推進課 担当：寺尾、森本

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 TEL. 093-582-2405

## あなた自身のことについて

【全員にお尋ねします】

F 1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- |        |
|--------|
| 1. 女性  |
| 2. 男性  |
| 3. その他 |

F 2 あなたの現在の年齢を教えてください。(○は1つ) (令和4年9月1日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1. 18～19 歳 | 7. 45～49 歳  |
| 2. 20～24 歳 | 8. 50～54 歳  |
| 3. 25～29 歳 | 9. 55～59 歳  |
| 4. 30～34 歳 | 10. 60～64 歳 |
| 5. 35～39 歳 | 11. 65～69 歳 |
| 6. 40～44 歳 | 12. 70 歳以上  |

F 3 あなたの職業を教えてください。(○は1つ)

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1. 自営業主・会社などの経営者・役員 | 6. 自由業 (弁護士、スポーツ選手等) |
| 2. 自営業の手伝い、自宅での内職   | 7. 学生                |
| 3. 正社員              | 8. 専業主婦・主夫           |
| 4. 契約社員、派遣社員        | 9. 無職                |
| 5. アルバイト・パートタイマー    | 10. その他 ( )          |

F 4 あなたの、婚姻状況を教えてください。事実上の婚姻関係も既婚に含めます。(○は1つ)

- |       |            |
|-------|------------|
| 1. 未婚 | 4. 死別      |
| 2. 既婚 | 5. その他 ( ) |
| 3. 離別 |            |

【F 4で「2. 既婚」と回答された方にお尋ねします】

F 4-2 共働きですか。(○は1つ)

- |                        |
|------------------------|
| 1. 共に働いている             |
| 2. 夫 (男性パートナー) のみ働いている |
| 3. 妻 (女性パートナー) のみ働いている |
| 4. とともに働いていない          |
| 5. その他 ( )             |

【全員にお尋ねします】

F 5 あなたにお子さんはいますか。(○は1つ)

- |                   |
|-------------------|
| 1. 同居している子どもがいる   |
| 2. 子どもはいるが同居していない |
| 3. 子どもはいない        |

【F5で「1. 同居している子どもがいる」と回答された方にお尋ねします。】

F5-2 一番下のお子さんの年代を教えてください。(○は1つ)

1. 乳幼児 (就学前)	4. 中学卒業以上で未成年
2. 小学生	5. 成人
3. 中学生	

【全員にお尋ねします】

F6 同居しているご家族の構成を教えてください。(○は1つ)

1. ひとり暮らし	4. 祖父母と親と子ども (三世代)
2. 夫婦 (カップル) だけ	5. その他
3. 親と子ども (二世帯)	

F7 あなたの住んでいる区を教えてください。(○は1つ)

1. 門司区	5. 八幡東区
2. 小倉北区	6. 八幡西区
3. 小倉南区	7. 戸畑区
4. 若松区	

次のページより設問がはじまります。各設問数は以下となります。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| I. 家庭や男女平等に関する意識について | 最大5問 |
| II. 女性の働き方や社会参画について  | 最大7問 |
| III. ワークライフバランスについて  | 最大7問 |
| IV. DVや女性の人権について     | 最大5問 |
| V. 男女共同参画の推進について     | 4問   |
- (該当内容によって設問数が変わります)

所要時間：約20分

## I 家庭や男女平等に関する意識について

【全員にお尋ねします】

問1 あなたは、次にあげる分野で男女は平等になっていると思いますか。  
(ア～クのそれぞれについて、あてはまる「1～6」に○を1つ)

	優 遇 さ れ て い る 女 性 の 方 が	ど ち ら か と い え ば 女 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	男 女 平 等	ど ち ら か と い え ば 男 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	優 遇 さ れ て い る 男 性 の 方 が	わ か ら な い
ア. 家庭生活	1	2	3	4	5	6
イ. 職場	1	2	3	4	5	6
ウ. 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
エ. 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
オ. 政治の場	1	2	3	4	5	6
カ. 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
キ. 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
ク. 社会全体	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。  
(○は1つ)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

【問2で「1. そう思う」「2. どちらかといえばそう思う」と回答された方にお尋ねします】

問3 あなたがそのように考えるのはどのような理由ですか。(○は1つ)

1. 子どもの頃から成長する中で、家庭などの環境によって、そのような考えを持つようになったから
2. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方が**一般的だ**と思うから
3. 男性は仕事に、女性は家事、育児、介護に向いているから
4. 夫は仕事が忙しく、家事、育児、介護などの協力が得られないから
5. 夫の収入だけで生活ができるので、働く必要がないから
6. 女性が働きやすい社会環境（公的保育サービスや企業内託児所など）**や就労環境**が整っていないから
7. その他（具体的に )

【ここからは再び、全員にお尋ねします】

問4 あなたは、結婚について、どのような考え方をお持ちですか。

(ア～カのそれぞれについて、あてはまる「1～5」に○を1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
ア 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
イ 結婚という形式にとらわれず、「パートナーと暮らす」という生き方があってもよい	1	2	3	4	5
ウ 結婚しても、夫婦は別々の姓を名乗ることを選択できる方がよい	1	2	3	4	5
エ 結婚しても、子どもを持っても持たなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
オ 結婚をしないで、「子どもを生み育てる」という生き方があってもよい	1	2	3	4	5
カ 結婚しても夫婦間の愛情や信頼がなくなれば、離婚するのもやむを得ない	1	2	3	4	5

問5 あなたは、現在の子どものしつけや教育について、どのような考え方をお持ちですか。子どものいない方も、一般的にどう思われるかお答え下さい。

(ア～オのそれぞれについて、あてはまる「1～5」に○を1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
ア 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ	1	2	3	4	5
イ 男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい	1	2	3	4	5
ウ 男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい	1	2	3	4	5
エ 学校では男女別名簿に代えて男女混合名簿（例えば50音順）にする方がよい	1	2	3	4	5
オ 学校では性別にかかわらずなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行う方がよい	1	2	3	4	5

## Ⅱ 男女の働き方や女性の社会進出について

【全員にお尋ねします】

問6 「女性が職業を持つこと」について、どのような形が最も望ましいと思いますか。(○は1つ)

1. ずっと職業を持っている方がよい
2. 結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい
3. 子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい
4. 子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい
5. 女性は職業を持たない方がよい
6. その他(具体的に )

問7 あなたは職場で「女性が役職につくこと」をどう思いますか。(○は1つ)

1. 性別に関わらず能力のあるものは当然役職につくべきだ
2. 女性の多い職場や女性の特性を活かせる職場で役職につくのはよい
3. 女性は家庭を守るの方が大切だから、役職につかない方がよい
4. ともかく、仕事のうえで女性が男性の上に立つのはよくない
5. その他(具体的に )

問8 男女がともに働きやすい職場をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 有給休暇の取得の促進、残業時間の削減やテレワークなどを利用した多様な働き方を進める
2. 育児休業制度、介護休業制度などの休暇制度を普及、促進する
3. 雇用・労働条件における男女の処遇の均等化を図る
4. 結婚、出産、介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する
5. 結婚・出産退職の慣行や圧力の是正など、女性が定年まで働き続けられるような職場の意識改革を促進する
6. 管理職などへ女性の登用を積極的に図る
7. 仕事や職場環境についての相談窓口を充実する
8. 男性の家事、育児、介護などへの参加・理解・協力の必要性を啓発する
9. 育児や介護のための施設・サービスを拡充する
10. 女性が働きやすい職場環境(トイレ・更衣室など)を整備する
11. 能力開発や技術習得のための講座・研修会を実施する
12. セクシャルハラスメントなどのハラスメントなど防止の取組みをする
13. その他(具体的に )

問9 今後、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは何だと思えますか。(○はあてはまるもの全て)

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる
4. 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重する
5. **子どもの時から家庭や地域等で性別に関わらず家事などに参加する意識を持たせるような教育をする**
6. 社会の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても、その評価を高める
7. 労働時間短縮、休暇制度、**テレワークなどを利用した多様な働き方の普及を進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにする**
8. 男性が家事、育児、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
9. 講習会や研修会などを行い、男性の家事、育児、介護などの技能を高める
10. 男性が家事、育児、介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる
11. **家事などに参加することについて職場における上司や周囲の理解をすすめる**
12. 特に必要なことはない
13. その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問10 育児や家族の介護などを行うために、法律に基づき育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇を取得する制度があります。

あなたはこの制度を活用して、男性が休業や休暇取得をすることについてどう思えますか。それぞれについてお答えください。(ア～クのそれぞれについて、あてはまる「1～5」に○を1つ)

	と つ た 方 が よ い	ど ち ら か と い え ば と つ た 方 が よ い	ど ち ら か と い え ば と ら な い 方 が よ い	と ら な い 方 が よ い	わ か ら な い
<b>【一般社会において】</b>					
ア 育児休業 (育児のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4	5
イ 子の看護休暇 (病気等の子どもの看護のための休暇)	1	2	3	4	5
ウ 介護休業 (介護のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4	5
エ 介護休暇 (短期の介護のための休暇)	1	2	3	4	5
<b>【自分、または自分の夫の場合】</b>					
オ 育児休業	1	2	3	4	5
カ 子の看護休暇	1	2	3	4	5
キ 介護休業	1	2	3	4	5
ク 介護休暇	1	2	3	4	5

ここに1つでも○がある方は【問11】へ  
それ以外の方は【問12】へ

【問10のそれぞれの項目のうち、ひとつでも「3. どちらかといえばとらない方がよい」「4. とらない方がよい」と回答された方にお尋ねします】

問11 そう答えるのはどのような理由ですか。「一般社会において」、「自分、または自分の夫の場合」のそれぞれについてお答えください（〇はあてはまるもの全て）

【一般社会において】	【自分、または自分の夫の場合】
1. 経済的に苦しくなる	1. 経済的に苦しくなる
2. 職場の理解が得られない	2. 職場の理解が得られない
3. 仕事の評価や配属に影響する	3. 仕事の評価や配属に影響する
4. 仕事上における知識の遅れや技術の低下が心配	4. 仕事上における知識の遅れや技術の低下が心配
5. 男性より女性がとるべきだ	5. 男性より女性がとるべきだ
6. 地域において男性が育児・介護に参加しにくい	6. 地域において男性が育児・介護に参加しにくい
7. 男性に育児・介護のスキルが乏しい	7. 男性に育児・介護のスキルが乏しい
8. 周囲に取得した男性がいない	8. 周囲に取得した男性がいない
9. その他（ ）	9. その他（ ）

【ここからは再び、全員にお尋ねします】

問12 あなたは、議員や審議会委員、企業の管理職などの政策・方針を決定する場に女性が進出していくために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はあてはまるもの全て）

1. 男女の意見を等しく政策・方針に反映していくことの大切さを広く啓発する
2. 審議会などの女性委員の比率に目標を設定し、それを達成する
3. 家庭・地域・職場など日常的な場での男性優位の意識や実態を解消する
4. 家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かちあう
5. 女性の学習・研修・能力開発の機会を充実させる
6. 男女が男女共同参画について学ぶ講座等の学習機会を充実させる
7. 女性の活動を支援するネットワークづくりを促進する
8. 女性自らが政策・方針を決定する場に参画することに関心や積極性を持つ
9. 組織のトップから男女共同参画に関する意識を変える
10. その他（具体的に ）

問13 地域の防災についてお尋ねします。災害時の避難所運営について、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること
2. 女性は炊き出し、男性は力仕事といった性別による役割分担意識の解消
3. 女性および男性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置
4. 多目的トイレや女性専用スペース、個室の更衣室の設置など、配慮が必要な避難者への対応
5. 避難所内の定期的な巡回による声掛けや見守りによる安全・安心の確保
6. 生理用品などが安心して受け取れる配布場所や方法の検討
7. 災害時だけでなく、平常時からの啓発活動
8. その他（ ）
9. 特になし
10. わからない



### Ⅲ ワーク・ライフ・バランスについて

【全員にお尋ねします】

問14 あなたご自身は、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれていると思いますか。（○は1つ）

1. 調和がとれている
2. どちらかという調和がとれている
3. どちらかという調和がとれていない
4. 調和がとれてない
5. わからない

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

1人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

問15 生活の中での「仕事」「家庭生活」「個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合いなど）」の優先度について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。（○は1つ）

1. 仕事を優先したい
2. 家庭生活を優先したい
3. 個人の生活を優先したい
4. 仕事と家庭生活をともに優先したい
5. 仕事と個人の生活をともに優先したい
6. 家庭生活と個人の生活をともに優先したい
7. 仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先したい
8. わからない

問16 あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。（○は1つ）

1. 仕事を優先している
2. 家庭生活を優先している
3. 個人の生活を優先している
4. 仕事と家庭生活をともに優先している
5. 仕事と個人の生活をともに優先している
6. 家庭生活と個人の生活をともに優先している
7. 仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先している
8. わからない

【配偶者（事実婚を含む）のいらっしゃる方にお尋ねします】

問17 あなたのご家庭では、次の家庭内の仕事を、主にどなたが担当していますか。

（ア～サのそれぞれについて、あてはまる「1～7」に○を1つ）

	主に妻が行っている	主に妻が行い、夫が一部を分担している	夫と妻が同じ程度に分担している	主に夫が行い、妻が一部を分担している	主に夫が行っている	その他	非該当 (子どもや親がない)
ア. 家計を支える（生活費を稼ぐ）	1	2	3	4	5	6	
イ. 掃除をする	1	2	3	4	5	6	
ウ. 洗濯をする	1	2	3	4	5	6	
エ. 食事の支度をする	1	2	3	4	5	6	
オ. 日々の家計を管理する	1	2	3	4	5	6	
カ. 育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5	6	7
キ. 親・親族の世話（介護）をする	1	2	3	4	5	6	7
ク. 自治会・町内会などの地域活動を行う	1	2	3	4	5	6	
ケ. 子どもの教育方針や進学目標を決める	1	2	3	4	5	6	7
コ. 高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1	2	3	4	5	6	
サ. 家庭の問題における最終的な決定をする	1	2	3	4	5	6	

【ここからは再び、全員にお尋ねします】

問18 あなたは平均的な1日において、下記 ア～カのそれぞれにどの程度の時間を費やしているか  
お答えください。枠内におよその時間を数字でご記入ください。

30分以上1時間未満は「0.5」、全くしていない場合は「0」と記入してください。

仕事や学校に行っている方は、ある日とない日の両方に記入してください。

仕事や学校に行っていない方は、ない日のみに記入してください。

(回答の合計が24時間となるように枠内に「およその合計時間」を記入してください)

	ある日 仕事や 学校の	ない日 仕事や 学校の 休みの日・
ア. 家事 (炊事、買物、洗濯、掃除など)	時間程度	時間程度
イ. 育児	時間程度	時間程度
ウ. 介護	時間程度	時間程度
エ. 仕事・学校 (通勤・通学時間を含む)	時間程度	時間程度
オ. 自由に使える時間 (趣味、読書、テレビなど)	時間程度	時間程度
カ. 睡眠時間	時間程度	時間程度
<b>計</b>	<b>24時間</b>	<b>24時間</b>

「家事」「育児」「介護」をする時間が

1つでも0.5時間以下と記入した場合は、【問19】へ

全て0.5時間以上の場合は【問20】へ

【問18で「ア.家事」「イ.育児」「ウ.介護」に費やす時間が0.5時間以下と回答された方にお尋ね  
します】

問19 「家事」「育児」「介護」について、0.5時間以下とお答えになられた項目について、費や  
す時間が少ない理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	家事	育児	介護
1. 自分以外の家族がしてくれるから			
2. 帰宅時間が遅くて時間がないから			
3. 好きではないから、得意ではないから			
4. 外部 (公的・民間) のサービスを利用しているから			
5. どのようにしたらよいのか、わからないから			
6. 女性がするものだと思うから			
7. 子どもや介護の必要な人が家にいない			
8. その他 (具体的に )			

【ここからは再び、全員にお尋ねします】

問20 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、あなたの生活や働き方は変わりましたか。

(〇はいくつでも)

1. 家族と過ごす時間が長くなり、家事や育児に関するケンカが増えストレスを感じるようになった
2. 親族や友人と会う機会が減り、孤独を感じるようになった
3. 収入が減り、職を失うことにより家計が苦しくなった
4. 学校が休みになり子どもの世話が增え、また学力低下や家庭学習環境の格差が不安になった
5. 生活リズムが不規則となり、運動不足、体力低下となった
6. 配偶者またはパートナーからDV・ハラスメントを受けるようになった
7. テレワークや・時短勤務・時差出勤等により仕事がやりやすくなった
8. 特に変化したことはない
9. その他 ( )

#### Ⅳ DV（ドメスティック・バイオレンス）や女性の人権について

【全員にお尋ねします】

問21 配偶者や恋人など親しい関係にある人との間で、次のようなことが行われた場合、あなたは、それは暴力だと思いますか。（ア～ツのそれぞれについて、あてはまる「1～3」に○を1つ）

	だ と 思 う	ど ん な 場 合 で も 暴 力	も あ る と 思 う	暴 力 に 当 た る 場 合 も 、 そ う で な い 場 合 も あ る と 思 う	暴 力 だ と は 思 わ な い
ア. 平手で打つ	1		2		3
イ. 足でける	1		2		3
ウ. 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1		2		3
エ. 物を投げつける	1		2		3
オ. 刃物などを突きつけて、おどす	1		2		3
カ. なぐるふりをして、おどす	1		2		3
キ. 大声でどなる	1		2		3
ク. 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし（頼りにならない）」と言う	1		2		3
ケ. 交友関係や行き先、電話・メール・SNSを細かく監視する	1		2		3
コ. 他の異性との会話を許さない	1		2		3
サ. 家族や友人との関わりを許さない	1		2		3
シ. 何をいっても無視して口を聞かない	1		2		3
ス. 仕事に就くことや外出することを制限する	1		2		3
セ. いやがっているのに性的な行為を強要する	1		2		3
ソ. わいせつな写真や動画の送付をメールやSNSなどで求める。	1		2		3
タ. 本人の許可なく性的な写真や動画を一般に公開する	1		2		3
チ. 避妊に協力しない	1		2		3
ツ. 生活費を渡さない、一方的に経済的負担を強いる	1		2		3

問22 配偶者や恋人など親しい関係にある人との間で、あなたは、したこと、されたことはありますか。(ア～ツのそれぞれについて、あてはまる「1～5」に○を1つ)

	したことがある	されたことがある	ある被害・加害のどちらとも	ない被害・加害のどちらとも	非該当(これまで配偶者・恋人等がいなかった)
ア. 平手で打つ	1	2	3	4	5
イ. 足でける	1	2	3	4	5
ウ. 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3	4	5
エ. 物を投げつける	1	2	3	4	5
オ. 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3	4	5
カ. なぐるふりをして、おどす	1	2	3	4	5
キ. 大声でどなる	1	2	3	4	5
ク. 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし(頼りにならない)」と言う	1	2	3	4	5
ケ. 交友関係や行き先、電話・メール・SNSを細かく監視する	1	2	3	4	5
コ. 他の異性との会話を許さない	1	2	3	4	5
サ. 家族や友人との関わりを許さない	1	2	3	4	5
シ. 何をいっても無視して口を聞かない	1	2	3	4	5
ス. 仕事に就くことや外出することを制限する	1	2	3	4	5
セ. いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4	5
ソ. わいせつな写真や動画の送付をメールやSNSなどで求める。	1	2	3	4	5
タ. 本人の許可なく性的な写真や動画を一般に公開する	1	2	3	4	5
チ. 避妊に協力しない	1	2	3	4	5
ツ. 生活費を渡さない、一方的に経済的負担を強いる	1	2	3	4	5

ここに1つでも○がある方は【問23】へ  
それ以外の方は【問24】へ

【問22の項目のうち、ひとつでも「2. されたことがある」または「3. 被害・加害のどちらともある」と回答された方にお尋ねします】

問23 あなたはこれまで【問22】のような行為を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○はあてはまるもの全て)

1. 警察に連絡・相談した
2. 人権擁護委員に相談した(法務局・地方法務局の人権相談窓口を含む)
3. 北九州市配偶者暴力相談支援センターに相談した
4. 区役所の「子ども・家庭相談コーナー」に相談した
5. 市立男女共同参画センターの「ムーブ相談室」に相談した
6. 北九州市のその他の相談窓口・電話相談に相談した
7. 福岡県の相談窓口・電話相談(福岡県女性相談所・福岡県配偶者暴力相談支援センター等)に相談した
8. 弁護士会、法テラス、民間シェルターなどに相談した
9. 医師や看護師など医療従事者に相談した
10. 家族・親族に相談した
11. 友人・知人に相談した
12. その他(具体的に )
13. どこ(だれ)にも相談しなかった

【ここからは再び、全員にお尋ねします】

問24 ドメスティック・バイオレンスの防止のために、どのようなことを優先的に取り組むべきだと思いますか。(○は3つまで)

1. 暴力防止のための啓発を進める
2. 被害を受け悩んでいる人へ情報を提供する
3. 被害を受けた人たちのための相談体制・窓口を充実する
4. 被害者を保護する体制を充実する
5. 被害者が自立して生活できるように支援する
6. 暴力をふるう加害者への対策を進める
7. DV行為に対する犯罪の取締りを強化する
8. わからない
9. その他(具体的に )

問25 配偶者や恋人など親しい関係にある人からの暴力などに対しての相談先、援助機関として、あなたは次の機関、団体などが実施する相談・援助業務を知っていますか。

(ア～セのそれぞれについて、あてはまる「1～3」に○を1つ)

	知っている	聞いたことはある	知らない
ア. 警察署 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」	1	2	3
イ. 家庭裁判所「家事相談」	1	2	3
ウ. 人権擁護委員、法務局「人権相談」「みんなの人権110番」	1	2	3
エ. 福岡県女性相談所・福岡県配偶者暴力相談支援センター	1	2	3
オ. 北九州市配偶者暴力相談支援センター	1	2	3
カ. 市立男女共同参画センター「ムーブ相談室」	1	2	3
キ. 性暴力被害者支援センター・ふくおか	1	2	3
ク. DV相談+（プラス）・DV相談ナビ	1	2	3
ケ. CureTime（キュアタイム）	1	2	3
コ. 人権推進センター「人権相談」	1	2	3
サ. 区役所「子ども・家庭相談コーナー」	1	2	3
シ. 民生委員	1	2	3
ス. 弁護士、弁護士会「法律相談」、法テラス	1	2	3
セ. 民間シェルターなどの民間団体	1	2	3



## V 男女共同参画の推進について

【全員にお尋ねします】

問26 あなたは次にあげる言葉について知っていますか。

(ア～コのそれぞれについて、あてはまる「1～3」に○を1つ)

	言葉とその内容を 知っている	言葉を知っているが 内容はよくわからない	言葉知らない
ア. 男女共同参画社会	1	2	3
イ. ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
ウ. ポジティブアクション (積極的な改善措置)	1	2	3
エ. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3
オ. イクボス (※)	1	2	3
カ. DV (ドメスティック・バイオレンス (配偶者など親密な関係にある男女間における暴力))	1	2	3
キ. デートDV (DVのうち、恋人間で起こるDV)	1	2	3
ク. セクハラ (セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ))	1	2	3
ケ. クオータ制 (性別による割り当て制度)	1	2	3
コ. アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見)	1	2	3

(※) イクボス… 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司 (経営者・管理職) のこと

問27 あなたは次にあげる条約・法律について知っていますか。

(ア～ケのそれぞれについて、あてはまる「1～3」に○を1つ)

	名称とその内容を 知っている	名称を知っているが 内容はよくわからない	名称を知らない
ア. 女子差別撤廃条約	1	2	3
イ. 男女共同参画社会基本法	1	2	3
ウ. 男女雇用機会均等法	1	2	3
エ. 女性活躍推進法	1	2	3
オ. 育児・介護休業法	1	2	3
カ. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
キ. ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	1	2	3
ク. 候補者男女均等法 (政治分野における男女共同参画の推進に関する法律)	1	2	3
ケ. リベンジポルノ防止法 (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)	1	2	3

問28 あなたは、次にあげる北九州市の取組みや施設などを知っていますか。

(ア～クのそれぞれについて、あてはまる「1～3」に○を1つ)

	名称とその内容を 知っている	名称を知っているが 内容はよくわからない	名称を知らない
ア. 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	1	2	3
イ. 北九州市男女共同参画基本計画	1	2	3
ウ. 北九州市DV対策基本計画	1	2	3
エ. 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰	1	2	3
オ. 市立男女共同参画センター・ムーブ	1	2	3
カ. 北九州市配偶者暴力相談支援センター	1	2	3
キ. ウーマン・ワーク・カフェ北九州	1	2	3
ク. 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	1	2	3

問29 男女共同参画社会の実現のために、市はどのような施策を推進すべきだと思いますか。  
(○はあてはまるものすべて)

1. 各種審議会など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
2. 民間企業・団体等の管理職などに女性の活用が進むよう啓発する
3. 女性があまり進出していない分野において、一時的に女性の優先枠を設けるなど特別な措置を講じて、男女の実質的な機会の均等を確保する
4. 地域や職場で女性が能力を伸ばせるような学習の場を充実する
5. 学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
6. 企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援を進める
7. 公的サービス（保育所・放課後児童クラブ・介護施設、保育サービスなど）を充実する
8. 男性の家事、育児、介護などへの参加を促進する
9. 男女共同参画センタームーブやウーマン・ワーク・カフェ北九州の機能を充実する
10. 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について広報・PRをする
11. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
12. 女性の悩みや人権侵害などに対する相談機能を充実する
13. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制をつくる
14. その他（具体的に )

●アンケート調査はこれで終了です。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

●ご記入いただきました調査票（この冊子）は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、令和4年9月30日（金）までにポストにご投函ください。

●調査の分析結果は「第5次北九州市男女共同参画基本計画」に反映させるとともに、北九州市ホームページなどで公開します。